

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

|               |   |
|---------------|---|
| 所属名           | 男女共同参画・共生社会推進統括官  |
| 契約締結年月日       | 令和5年8月1日  |
| 契約者名          | 公益財団法人山梨県国際交流協会   |
| 契約名           | 令和5年度山梨県多文化交流促進事業業務委託   |
| 契約金額<br>(税込み) | 4,961,000円  |
| 随意契約理由        | <p>当該委託業務は、日本人住民の多文化共生意識の醸成と外国人住民の社会参加の促進を図るため、日本人住民と外国人住民との交流や異文化理解に資するイベントの開催を委託するものである。</p> <p>(公財)山梨県国際交流協会は、定款第4条の規定により、多文化共生の推進に関することを事業内容としており、多文化共生業務にも精通している。</p> <p>同協会は、令和4年度までは旧県立国際交流センターの指定管理者として、令和5年度からは県立国際交流・多文化共生センターの運營業務受託事業者として、文化交流イベント等、日本人住民の異文化理解に資する事業を実施している。また、外国人を対象とした法律相談や防災訓練、日本語講座等も実施しており、その中で県内在住外国人や市町村、外国人支援機関・団体等とのネットワークを構築するなど、様々な経験や情報の蓄積がある。</p> <p>上記のとおり、日本人住民向けの異文化理解事業に関する豊富な蓄積があり、かつ県内在住外国人や市町村、外国人支援機関・団体等との幅広いネットワークを構築する組織は、本県において県立国際交流・多文化共生センターに事務局を置いている(公財)山梨県国際交流協会のみであり、当該業務を委託することができる唯一の団体である。</p> <p>よって、本業務はその性質上競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項の特別な理由がある場合に該当するものとし、見積合わせを省略する。</p> |
| 随意契約の適用条項     | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |